

# 一般廃棄物処理業許可証

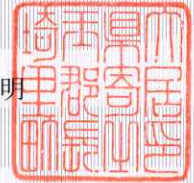
住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目9番10号

氏 名 クリーンシステム株式会社  
代表取締役 井古田 晃伸  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-831-4615

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

寄居町長 峯岸 克明



許可の年月日 令和 7年 4月 1日

許可の有効期限 令和 9年 3月 31日

記

営業所の所在地	①埼玉県さいたま市桜区道場三丁目27番20号 クリーンシステム株式会社 秋ヶ瀬営業所 ②埼玉県鶴ヶ島市高倉1217番地5 クリーンシステム株式会社 西部支店				
一般廃棄物の種類	業の区分：収集・運搬（積替え保管を除く。）				
	区分	取扱一般廃棄物の種類	取扱い	条件等	
	生活系ごみ	処理できないごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	—	(1) 寄居町内における取扱一般廃棄物の種類は、可燃ごみ及び資源ごみ（動植物性残さ・食品循環資源）に限る。  (2) 荷卸しに係る取扱一般廃棄物の種類は、荷積み地の市町村等と寄居町において一般廃棄物処理計画の調和が図られ、かつ、一般廃棄物収集運搬計画書（添付様式7-2）に記載されたものに限る。
			建築廃棄物（自己解体ごみ）	—	
			多量ごみ	—	
			在宅医療廃棄物	—	
			その他のごみ	—	
	事業系ごみ	可燃ごみ	紙くず	○	
			木くず	○	
			繊維くず	○	
			動植物性残さ	○	
			その他のごみ	○	
		資源ごみ	紙くず	○	
			木くず	○	
			繊維くず	○	
動植物性残さ			○		
食品循環資源			○		
医療廃棄物	動物のふん尿	—			
	動物の死体	—			
	焼却灰	—			
	ばいじん	—			
	汚泥	—			
その他のごみ	—				
許可の区域	1 [収集・運搬] 寄居町全域 2 [運搬（荷卸し）] 寄居町大字三ヶ山313番地 オリックス資源循環(株)寄居工場に係る区域、寄居町大字三ヶ山328番地 (株)アイル・クリーンテック寄居工場に係る区域				
許可の条件	1 寄居町内で収集した可燃ごみの運搬先は、大里広域市町村圏組合立江南清掃センターとする。 2 荷卸しに係る運搬先は、上記の許可の区域の2で定める区域とする。 3 荷卸しに係る許可の区域への経路は以下のとおりとする。ただし、道路障害等で通行できない場合など、町が認めた場合はこの限りでない。 (1) 国道254号（小川方面）⇒町道129号線⇒許可の区域 (2) 国道140号⇒国道254号⇒町道129号線⇒許可の区域 4 荷卸しに係る深夜（22時から6時まで）の大型車両での運搬はしないこと。 5 法律、条令等を遵守すること。				
備考	許可の更新又は変更の状況				
	許可(届出)年月日	指令番号	変更内容		
	令和7年5月15日	指令寄生環第36号	更新許可		
		以下余白			

## 【法律、条例等の遵守】

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で規定する一般廃棄物処理基準を遵守すること。
- (2) 寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第18条の規定に基づき、年1回、実績報告書（様式第9号）を4月20日までに提出すること。
- (3) 法第7条第15項で定める帳簿を必ず備えること。
- (4) 事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更申請書（様式第7号）を提出すること。
- (5) 施行規則第9条、第14条及び第15条の規定により申請した書類に記載事項の変更が生じたときは、決められた期限内に届出様式第1号を用いて提出すること。
- (6) 許可を受けている業を休止し、又は廃止したときは直ちに届出書（様式第8号）を提出すること。
- (7) 法第7条の2第4項の規定による欠格要件に該当するに至ったときは、その日から2週間以内に届出様式第2号を提出すること。

### (8) 収集及び運搬のできない一般廃棄物

事業者から排出されるゴムくずや廃プラスチック等については、指定業種のない産業廃棄物となるため、事業系ごみとして収集及び運搬はできないので注意すること。また、紙くず(建設業、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等)、木くず(建設業、木材又は木製品の製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業、木製パレット等)、繊維くず(建設業、繊維工業)及び動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業)等についても、一部の事業者(産業廃棄物として取り扱われる指定された業種)から排出されるものについては産業廃棄物となるため注意すること。

### (9) 事業の用に供する施設(収集運搬車両)及び一般廃棄物の処分先

収集及び運搬については以下の車両を使用し、指定された処分先へ運搬すること。

なお、処分先への運搬途中に積替えをしてはならない。

No.	自動車登録番号	車体の形状	最大積載量	処分先	備考
1	川越 800 さ 1985	塵芥車	2,650 kg	江南清掃センター	可燃ごみ
2	大宮 800 そ 265	塵芥車	3,100 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
3	大宮 800 そ 365	塵芥車	2,800 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
4	大宮 830 さ 1741	塵芥車	2,700 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
5	大宮 830 さ 1866	塵芥車	2,650 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
6	大宮 830 あ 1922	塵芥車	2,550 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
7	大宮 830 さ 1931	塵芥車	2,800 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
8	大宮 830 す 2117	塵芥車	2,500 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
9	大宮 830 さ 2437	塵芥車	2,750 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
10	大宮 800 せ 9092	塵芥車	3,250 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ
11	大宮 800 せ 9960	塵芥車	2,850 kg	㈱アイル・クリーンテック寄居工場	資源ごみ